

令和7年度 7月
売払番号 第 306 号
県有林産物公売 物件明細書
物件の種類：立木

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 入札日 | 令和7年7月29日(火) |
| 2 開始時間 | 14:00 |
| 3 入札会場 | 盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A |

開始時間の10分前までに受付を終了願います。

問い合わせ先 盛岡広域振興局林務部 森林保全課
県有林担当 TEL 019-629-6618

目 次

1	日程等	1
2	入札会場位置図	1
3	公売物件の所在地及び数量等	2
4	現地案内の日程等	2
5	現地案内集合場所位置図	3
6	数量集計表	4
7	明細表	5～7
8	物件所在位置図	8～9
9	入札心得	10～11
10	入札書様式	12～14
11	委任状(参考様式)	15
12	伐採搬出等に係る留意事項	16
13	公売物件の概要	17

県庁及び担当振興局等の住所及び電話番号

所 属	住 所	電話番号
盛岡広域振興局林務部	〒020-0023	TEL 019-629-6618
森林保全課 県有林担当	盛岡市内丸11-1	FAX 019-629-6624
岩手県農林水産部	〒020-8570	TEL 019-629-5797
森林保全課 県有林担当	盛岡市内丸10-1	FAX 019-629-5789

日 程 等

- 1 入 札 日 令和7年7月29日(火)
- 2 開始時間 14:00
- 3 入札会場 盛岡市内丸11番1
盛岡地区合同庁舎 8階 講堂A
TEL 019-629-6618

入札開始時間の10分前までに受付を終了願います。

入札会場位置図



公売物件の所在地及び数量等

売払 番号	所在地	県有林 の種類	事業 区名	保安林種	立木調査 の方法 ※2	区域面積 (ha)	主要樹種	立木材積 (m3)	FIT制度 優遇措置	搬出期間 ※1
306	八幡平市 曲田 地内	公営林	曲田	水源 かん養	航空 レーザ	15.83	スギ	8,998	対象 (保安林)	3年

※1) 搬出期間・・・物件を引渡ししてから伐採、搬出を終了するまでの期間。

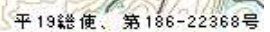
※2) 航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準値(地上)調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算出した値であり、実際の数量とは差異がある場合がありますことをあらかじめご了承ください。

現地案内の日程等

売払 番号	日 時	集合場所(別紙位置図を参照)	備 考
306	令和7年7月15日(火) 10:30～	八幡平市叭田70 「八幡平市安代総合支所」 駐車場	現地までは車で移動

現地案内は、盛岡広域振興局等の担当者が行います。

八幡平市田70
「八幡平市安代総合支所」駐車場



数量集計表

売払 番号	事業区	樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
306	曲田	スギ	15.83	10 ～ 76	7,541	8,125.579
		アカマツ		22 ～ 42	954	680.022
		カラマツ		14 ～ 58	240	192.549
		計	15.83		8,735	8,998.150

※内訳

【伐区①】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
スギ	10.64	10 ～ 68	5,033	4,788.573
アカマツ		22 ～ 36	757	505.711
カラマツ		14 ～ 48	176	125.273
計	10.64		5,966	5,419.557

【伐区②】

樹種	面積 (ha)	径級 (cm)	立木本数 (本)	立木材積 (m3)
スギ	5.19	10 ～ 76	2,508	3,337.006
アカマツ		22 ～ 42	197	174.311
カラマツ		16 ～ 58	64	67.276
計	5.19		2,769	3,578.593

売払番号 第 306 号

明細表

伐区①+②

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ				合 計	
林 齢	51, 54, 55年生		55年生		一 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	8	0.416							8	0.416
12	47	3.913							47	3.913
14	101	12.083			6	0.894			107	12.977
16	158	25.800			13	2.729			171	28.529
18	215	46.421			19	5.107			234	51.528
20	272	75.752			19	6.696			291	82.448
22	309	107.457	3	0.741	19	8.125			331	116.323
24	356	147.670	26	8.554	14	7.268			396	163.492
26	405	202.962	88	38.280	17	10.072			510	251.314
28	468	283.476	238	133.518	19	13.747			725	430.741
30	504	354.556	304	215.536	20	16.412			828	586.504
32	600	495.600	194	170.720	25	22.745			819	689.065
34	606	571.467	70	71.820	11	11.297			687	654.584
36	586	638.392	21	26.082	17	20.081			624	684.555
38	539	660.392	9	12.825	15	19.700			563	692.917
40	521	728.404			6	8.880			527	737.284
42	439	682.280	1	1.946	6	9.374			446	693.600
44	371	626.084			2	3.520			373	629.604
46	266	510.807			5	9.465			271	520.272
48	221	462.119			3	6.185			224	468.304
50	164	373.052			2	4.496			166	377.548
52	118	294.654			1	2.579			119	297.233
54	84	226.797							84	226.797
56	71	205.266							71	205.266
58	44	137.152			1	3.177			45	140.329
60	23	76.395							23	76.395
62	17	62.020							17	62.020
64	12	44.538							12	44.538
66	10	40.960							10	40.960
68	4	17.928							4	17.928
70	1	4.988							1	4.988
76	1	5.778							1	5.778
計	7,541	8,125.579	954	680.022	240	192.549			8,735	8,998.150
平均直径	34cm		30cm		29cm		cm			
平均樹高	23m		21m		23m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	15.83 ha
立 木 本 数	8,735 本
立 木 材 積	8,998.150 m ³ （ 32,393 石）

売払番号 第 306 号

明細表

伐区①

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ				合 計	
林 齢	51, 54年生		－ 年生		－ 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	7	0.357							7	0.357
12	45	3.735							45	3.735
14	90	10.620			6	0.894			96	11.514
16	132	21.120			11	2.255			143	23.375
18	171	36.081			14	3.612			185	39.693
20	204	55.284			12	4.008			216	59.292
22	251	85.591	2	0.494	14	5.740			267	91.825
24	278	111.478	22	7.238	11	5.588			311	124.304
26	311	152.390	79	34.365	16	9.424			406	196.179
28	345	203.895	225	126.225	15	10.635			585	340.755
30	356	240.300	259	183.631	16	12.880			631	436.811
32	400	320.800	143	125.840	22	19.778			565	466.418
34	399	359.499	26	26.676	8	8.000			433	394.175
36	358	377.332	1	1.242	10	11.590			369	390.164
38	348	407.508			10	12.730			358	420.238
40	288	388.224			2	2.784			290	391.008
42	263	389.240			4	6.056			267	395.296
44	226	363.634			1	1.721			227	365.355
46	149	271.776			3	5.577			152	277.353
48	110	216.920			1	2.001			111	218.921
50	92	195.500							92	195.500
52	65	154.310							65	154.310
54	39	99.177							39	99.177
56	40	108.360							40	108.360
58	28	83.888							28	83.888
60	14	44.562							14	44.562
62	8	27.064							8	27.064
64	9	32.211							9	32.211
66	6	23.568							6	23.568
68	1	4.149							1	4.149
70										
計	5,033	4,788.573	757	505.711	176	125.273			5,966	5,419.557
平均直径	32cm		29cm		27cm		cm			
平均樹高	21m		20m		22m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

面 積	10.64 ha
立 木 本 数	5,966 本
立 木 材 積	5,419.557 m ³ （ 19,510 石）

売払番号 第 306 号

明細表

伐区②

樹 種	スギ		アカマツ		カラマツ				合 計	
林 齢	54, 55年生		55年生		一 年生		年生			
胸高直径	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積	本数	立木材積
10	1	0.059							1	0.059
12	2	0.178							2	0.178
14	11	1.463							11	1.463
16	26	4.680			2	0.474			28	5.154
18	44	10.340			5	1.495			49	11.835
20	68	20.468			7	2.688			75	23.156
22	58	21.866	1	0.247	5	2.385			64	24.498
24	78	36.192	4	1.316	3	1.680			85	39.188
26	94	50.572	9	3.915	1	0.648			104	55.135
28	123	79.581	13	7.293	4	3.112			140	89.986
30	148	114.256	45	31.905	4	3.532			197	149.693
32	200	174.800	51	44.880	3	2.967			254	222.647
34	207	211.968	44	45.144	3	3.297			254	260.409
36	228	261.060	20	24.840	7	8.491			255	294.391
38	191	252.884	9	12.825	5	6.970			205	272.679
40	233	340.180			4	6.096			237	346.276
42	176	293.040	1	1.946	2	3.318			179	298.304
44	145	262.450			1	1.799			146	264.249
46	117	239.031			2	3.888			119	242.919
48	111	245.199			2	4.184			113	249.383
50	72	177.552			2	4.496			74	182.048
52	53	140.344			1	2.579			54	142.923
54	45	127.620							45	127.620
56	31	96.906							31	96.906
58	16	53.264			1	3.177			17	56.441
60	9	31.833							9	31.833
62	9	34.956							9	34.956
64	3	12.327							3	12.327
66	4	17.392							4	17.392
68	3	13.779							3	13.779
70	1	4.988							1	4.988
76	1	5.778							1	5.778
計	2,508	3,337.006	197	174.311	64	67.276			2,769	3,578.593
平均直径	36cm		31cm		31cm		cm			
平均樹高	25m		22m		24m		m			

立木材積は、胸高直径と樹高の測定結果を基に立木材積表により算定した値です。

航空レーザ調査の場合、樹種、本数及び樹高は、航空レーザによる計測成果から算出したもの、胸高直径は標準地（地上）調査の結果から推定したもの、立木材積はこれらデータをもとに立木材積表により算定した値であり、実際の数量とは差異がある場合があります。

（再掲）

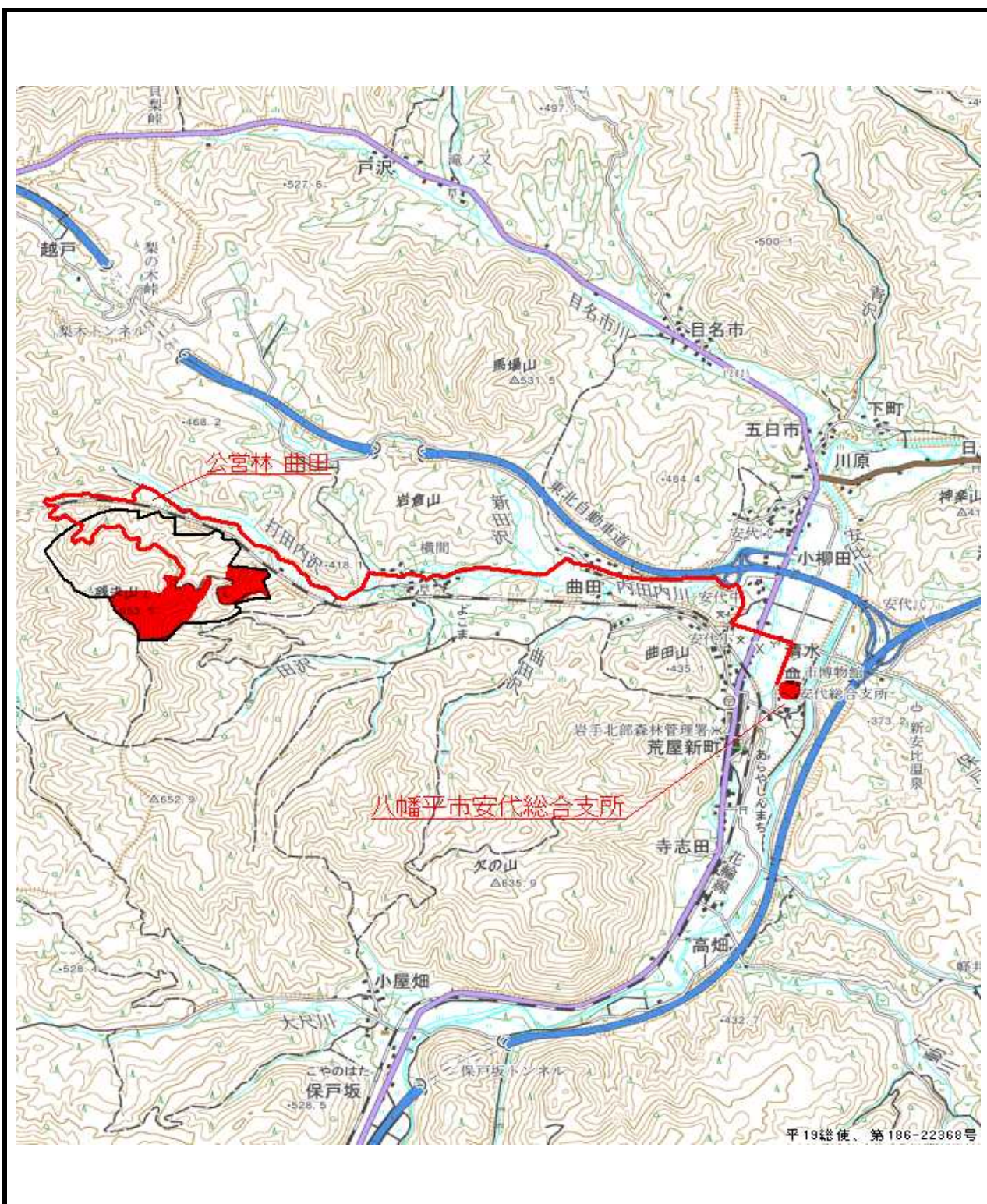
面 積	5.19 ha
立 木 本 数	2,769 本
立 木 材 積	3,578.593 m ³ （ 12,883 石）

売払番号 第 306 号

物件所在位置図(その1)

八幡平市曲田 地内

公営林 曲田 事業区



売払番号 第 306 号

物件所在位置図(その2)

八幡平市曲田 地内

公営林 曲田 事業区

●・・・物件所在地



県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札者参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格者名簿に登録された者である旨を受付に申し出て、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ 宛名（入札執行機関の長宛てとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：盛岡広域振興局長 様））

オ 入札参加資格者名簿の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、競争入札参加資格申請の際に届け出たものと同じ

印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消の上、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに盛岡広域振興局林務部森林保全課に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札に当たっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札物件ごとに1通の入札書を入れ、表面に売払番号、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入して封かんすること。

(3) 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れて封かんの上、表面には、送付先、「入札書在中」（朱書き）、入札日及び件名（記載例：令和7年度 7月県有林産物公売）を記入し、裏面には、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名を記入すること。

(4) 外封筒には、同日・同会場で実施する物件の入札書を入れた内封筒をまとめて提出することができる。

(5) 持参する場合は、事前入札書提出届（様式第2号）により提出すること。

(6) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽）に該当する入札

イ 入札に参加する資格を有しない者による入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 上記5(2)及び(3)に定める事項の記載がない封筒による事前入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 同一の入札について2通以上の入札をした者の入札

コ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 次に該当する入札は取り消すことができる。

民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）に該当する入札

- 7 落札者の決定
- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
 - (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 8 再度入札
- (1) 最初の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。
 - (2) 再度入札を行う場合の入札者は、当該入札を辞退するものを除き、最初の入札における入札者のみとする。
 - (3) 最初の入札の開札時から立ち会わない事前入札参加者は、再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加は認めない。
 - (4) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- 9 指名競争入札における入札の辞退
- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることはできない。
 - (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参、又は郵送（郵送の場合は入札日の前日までに到着するものに限る。）すること。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。
- 10 公正な入札の確保
- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
 - (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
 - (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
 - (4) 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- 11 入札保証金
入札保証金は免除する。
- 12 賠償責任
落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。
- 13 契約締結の留意事項
- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。
ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。
イ その他著しい不適正な行為があったとき。
 - (2) 落札者が、契約書を受領した日から20日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の100分の3に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (3) 契約保証金は、落札金額の100分の10以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。
ア 入札日から起算して過去2か年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を2回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）
イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。
ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。
なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。
 - (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から30日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として3か月の延納を認める。

入 札 書

令和 7 年度 7 月県有林産物公売

落 札

売払番号	第 306 号
------	---------

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

令和 7 年 7 月 29 日

盛岡広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住 所

氏 名

印

(上記代理人)
氏 名

印

(備考)

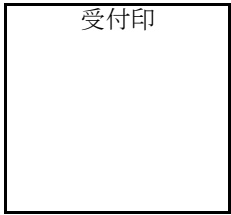
- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

年 月 日

事前入札書提出届

令和 7 年度 7 月県有林産物公売に係る事前入札書を提出します。
記

- 1 売払番号 第 306 号
- 2 開札日 令和 7 年 7 月 29 日
- 3 入札者 登録番号 第 号
住 所
氏 名



記載例

入札書

令和7年度 7月県有林産物公売

落札

売払番号

第 306 号

不落札

	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
金額	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

令和7年7月29日

盛岡広域振興局長 様

登録番号

住 所 ○○県△△市□□町××字○○番地
氏 名 ○○木材 株式会社
代表取締役 ○○ ○○

委任する
場合は不要

印

代理人が入札する
場合に記載

(上記代理人)
氏 名 △△ △△

印

委任のある支店等から
委任を受けた復代理人
が入札する場合に記載

(上記代理人)
住 所 ○○県□□市××町○○字□□番地
氏 名 ○○木材 株式会社 □□営業所
営業所長 □□ □□

(上記復代理人)
氏 名 △△ △△

印

(備考)

- 1 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 2 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。

(参考様式)

委任状

令和 年 月 日

盛岡広域振興局長 様

(委任者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

私は、下記により代理人を定め、入札に関する一切の権限を委任します。

記

1 委任する入札

(1) 件 名 令和7年度 7月岩手県県有林産物公売

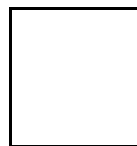
(2) 入札日 令和7年7月29日

2 代理人

住 所

氏 名

使用印



県有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

県有林の伐採・搬出にあたっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和3年3月16日付け 2 林整整第1157号林野庁長官通知）」に基づき作業されますようお願いいたします。

特に、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点等から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条や伐倒木等の処理方法について

- ・ 枝条や転石を、民家や道路等へ落下させないよう作業を行う。
- ・ 枝条等の残材は溪流敷外に搬出し、残置場所の分散や杭を打つ等、大雨等で流出しないよう適切に処理する。
- ・ はい積みの位置は原則として作業道の谷側とし、極力、沢筋は避ける。

2 作業道及び土場の作設について

- ・ 作業道及び土場は必要最小限とし、地形に沿った作設とする。
- ・ 路網を計画する際は、溪流を横断する箇所をできるだけ少なくし、切土や盛土の高さを低く設定する等、林地保全に配慮した作設とする。
- ・ 必要に応じて横断排水等の排水箇所を設け、適切な排水処理を行う。
- ・ 作設した作業道等のうち、一時的な使用を目的としたものは、使用後に埋戻しを行うなど早期に原状回復されるようにする。
- ・ 直下に民家、道路、鉄道等の重要な施設がある場合や、急傾斜地、溪流に近接している、土壌等の条件が悪い等、林地崩壊や土砂流出を引き起こすおそれがある箇所での作設は避ける。
- ・ 「主伐時における伐採・搬出指針」に基づかない場合にあって、かつ、「宅地造成及び特定盛土等規制法（令和5年5月26日施行、通称：盛土規制法）」に該当する場合は、「盛土規制法」における許可が必要になるので、注意すること。

3 道路の使用や損傷防止等について

- ・ 雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控える等、道路の損傷防止に努める。
- ・ 道路を損傷した場合には、補修を行うこと。

4 その他の事項

- ・ 取水施設や養魚場等、又は漁業権設定河川が下流にある場合は、濁水を発生させないように対策を講じる。
- ・ 早朝等において騒音防止の対策を講じる。
- ・ 現場に立て看板を設置する等、関係者以外にも作業中であることを知らせ、安全確保・事故防止に努める。

5 放射性セシウムの測定について

広葉樹等をしいたけ原木及び薪として使用する場合は放射性セシウムの測定が必要となることから、適切に対応願います。

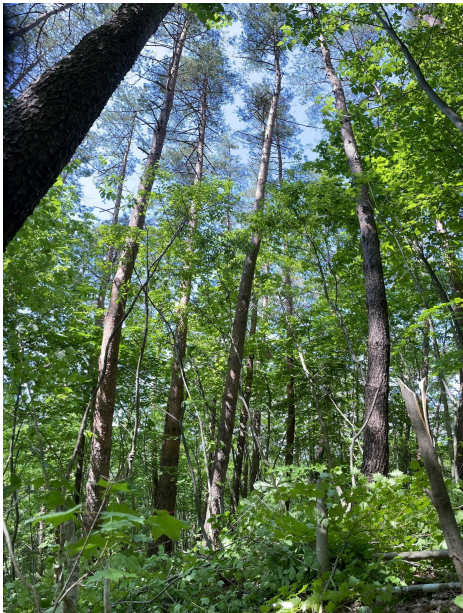
公売物件の概要

公営林 曲田 事業区

1 林内状況



スギ 54, 55年生



アカマツ
55年生

2 施業履歴

作業種	年度	備考
植栽	S46, 47, 50	スギ、アカマツ
下刈	不明	
つる切	不明	
除伐	不明	
間伐	H15～17	スギ、アカマツ

3 道路状況



幅員3.0m



幅員3.0m